

関東信越国税局公売

(期 間 入 札)

公売の日時及び場所等

1 公売公告	第7号、8号
2 入札期間	令和元年10月23日(水)から 令和元年10月30日(水)まで(期間内必着)
3 入札書提出先	〒330-9719 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 関東信越国税局 徴収部 特別整理総括第二課 公売担当
4 公売保証金の納付期間	令和元年10月23日(水)から 令和元年10月30日(水)まで (期間満了までに入金の確認ができない入札は無効です。)
5 開札日時	令和元年11月5日(火) 午前10時00分
6 開札の場所	関東信越国税局
7 売却決定の日時	令和元年11月12日(火) 午前9時00分
8 売却決定の場所	関東信越国税局
9 代金納付期限	令和元年11月12日(火) 午後2時00分

入札される方へ

- 1 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分にご理解の上、公売へご参加ください。
 - (1) 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
 - (2) 公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。
 - (3) 執行機関（国）は公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは、全て買受人の責任において行うこととなります。
 - (4) 土地の境界については隣地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
 - (5) 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
- 2 入札の手続などは、「公売のしおり」（期間入札）をご覧ください。
- 3 直前に公売を中止する場合がありますので、入札前に公売実施の有無をお問い合わせください。

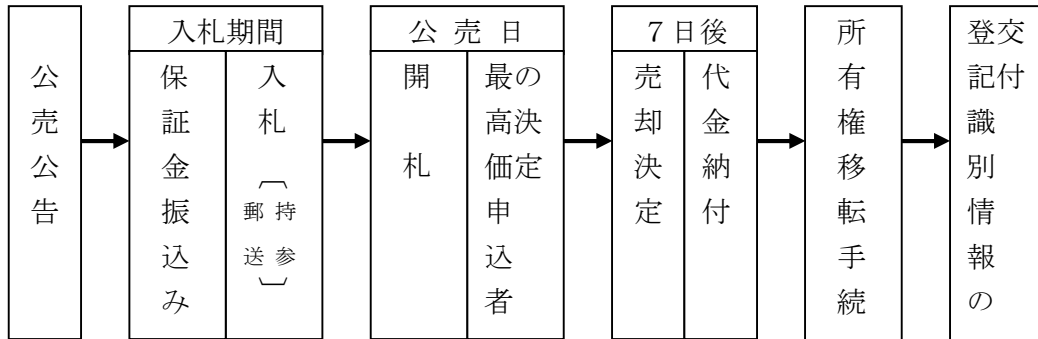
【お問い合わせ先】

関東信越国税局 徴収部 特別整理総括第二課 公売担当

電話 048-600-3111 内線 2592・2593

公売のしおり（期間入札）

I 公売の概要



II 公売参加資格

原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。
ただし、次に該当する者は、法令の規定により公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者等、国税徴収法第 92 条（買受人の制限）の規定に該当する者。
- (2) 公売への参加等を妨害した者、不正に連合した者、偽りの名義で入札等をした者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等、国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者。
- (3) 公売財産が農地の場合等、公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者（買受適格証明書を提出しない者など）。

Ⅲ 入札手続

1 関東信越国税局への提出書類

入札に当たっては、次の書類が必要となります。

様式は、国税庁ホームページの公売情報からダウンロードすることができます（買受適格証明書を除く。）。

a. 郵送用封筒（外封筒）

b. 入札書提出用封筒（内封筒）

c. 入札書 { 入札書
又は
入札書（共同入札用）

※ 入札書提出用封筒は売却区分ごとに作成し、入札書のみを入れてください。

共同して入札する場合

d. 共同入札代表者の届出書

公売保証金の納付が必要な公売財産の場合

e. 公売保証金振込通知書兼払渡請求書

f. 公売保証金の充当申出書

代理人が入札する場合

g. 委任状

公売財産が農地等の場合

h. 買受適格証明書・・・3（7）を参照してください。

入札期間を経過した後に提出された入札書は全て無効となります（期間内必着）。

2 公売保証金の納付

公売保証金の定められた公売財産については、「入札書」の提出前に、次のとおり公売保証金の納付が必要となります。

(1) 公売保証金は、以下の方法により納付してください。

イ 国税局が指定した預金口座に振り込む方法

ロ 現金又は小切手（銀行、信用金庫若しくは郵便局振出しのもの、又はこれらの金融機関の支払保証のあるもの）を国税局に直接持参する方法

なお、振込みによる場合は、入札を予定する売却区分番号ごとに公売保証金を振り込まなければなりません。

(2) 公売保証金を振り込んだ場合には、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の太い枠で囲まれた部分を記載の上、金融機関から交付された振込金受取書（原本）を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の所定の位置に貼り付けて提出してください。

公売保証金の振込みを確認後、領収証書を郵送します。

(3) 公売保証金を買受代金の一部に充当したい場合には、「公売保証金の充当申出書」を提出してください。

3 入札

(1) 入札書を入札書提出用封筒（内封筒）に入れてください。

入札書提出用封筒（内封筒）には、売却区分番号及び開札日時を記載してください。

なお、入札書提出用封筒（内封筒）に封入する入札書は1売却区分のみですので、複数の売却区分を入札される場合は、売却区分ごとに入札書提出用封筒（内封筒）が必要となります。複数の売却区分を入札する場合は、売却区分ごとに関係書類をクリップ等で止めて、区別できるようにしてください。

(2) 「入札書」には、個人にあっては住民登録上の住所・氏名を、法人にあっては商業登記上の所在地・名称を記載してください。

なお、「入札書」は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じた場合は、新たな「入札書」を使用してください。

(3) 一度提出した「入札書」は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(4) 同一人が同一の売却区分番号の公売財産に対して2枚以上の「入札書」を提出した場合には、その「入札書」はいずれも無効なものとなります。

(5) 共同して入札する場合は、専用の「入札書(共同入札用)」を使用し、「共同入札代表者の届出書」を提出してください。

(6) 代理人が入札する場合は、代理権限を証する「委任状」を提出してください。

(7) 公売財産が農地等の場合には、都道府県知事又は農業委員会の発行する「買受適格証明書」を提出してください。

IV 開札期日から代金納付までの手続

1 開札の方法

開札は、入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

2 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である入札者に対して行います。

なお、最高価申込者の氏名及び最高価申込価額を公告します。

3 次順位買受申込者の決定

(1) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるもの）による入札者から、開札の場所において次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。

なお、次順位買受申込者が2名以上あるときは、くじで決定します。

(2) 次順位買受申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された価額により行います。

なお、次順位買受申込者の氏名及び次順位買受申込価額を公告します。

4 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、後日、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

(1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

(2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その者の納付した公売保証金は国庫に帰属し、その後2年間は公売への参加を制限します。

(3) 追加入札についての具体的な方法や日時については、担当にお問い合わせください。

5 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された預金口座への振込みにより返還します。ただし、次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に、同様の方法で返還します。

6 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

7 買受代金の納付

売却決定後、買受人は、公売公告に記載された代金納付期限までに、買受代金の全額（公売保証金を充当する場合には、充当後の残額）を以下の方法により納付してください。

- (1) 国税局が指定した預金口座に振り込む方法
- (2) 現金又は小切手（銀行、信用金庫若しくは郵便局振出しのもの、又はこれらの金融機関の支払保証のあるもの）を国税局に直接持参する方法

V 権利移転手続

1 権利取得の時期

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産の権利を取得します。

ただし、農地等については、都道府県知事等の許可があったときに権利を取得することとなります。

なお、買受代金納付後に生じた財産のき損、盗難、焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

2 公売財産の引渡し

国は、引渡しの義務を負いません。

3 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。

4 権利移転手続

買受人は、速やかに権利移転に必要な書類を提出してください。

なお、公売財産が農地等である場合は、都道府県知事等が発行する権利移転の許可書又は届出受理書が必要です。

VI その他

1 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

- (1) 買受代金の納付前に、滞納国税の完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないとき
- (3) 国税徴収法第 108 条第 2 項の規定が適用されたとき（公売実施の適正化のための措置。例えば、公売への参加等を妨害した者、不正に連合した者、偽りの名義で入札等をした者、買受代金を故意に納付しなかった者又は故意に公売財産を損傷した者により入札等が行われた場合）

2 買受申込み等の取消し

売却決定が行われた後であっても、法律の規定に基づいて滞納処分続行が停止される場合があります。この停止している間は、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買受申込み等の取消しを行うことができます。

3 公売保証金の国庫帰属等

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、公売に係る滞納国税に充て、又は国庫に帰属します。

公売保証金の振込みについての注意事項

- 1 公売保証金の振込みは、入札者の名前で行わなければなりませんので、注意してください。
 - ※ 公売保証金の振込人と入札者とが異なる場合は、入札が無効になります。
- 2 公売保証金は、入札期間の満了までに下記の預金口座に入金済みとなる必要がありますので、「電信」又は「至急扱い」としてしてください。
 - なお、振込手数料は、入札者の負担となります。
 - ※1 入札期間の満了までに入金を確認できない場合は、入札が無効になります。
 - ※2 振込みに当たっては、振込者（入札者）の氏名（名称）の前に必ず「売却区分番号」を記載してください。複数の公売財産を入札する場合は、「売却区分番号」ごとに公売保証金を入金（振込み）してください。
(記載例)「123-1 国税太郎」「4567-10 株式会社納税商事」など
- 3 どの売却区分番号（入札を予定する公売物件）に係る公売保証金であるかを明らかにするため、金融機関から交付された振込金受領書（原本）を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に貼付して提出してください。公売保証金の入金の確認後、領収証書を郵送いたします。
 - なお、公売保証金の納付後は、その取消し又は変更ができませんので、注意してください。
 - ※ 誤って振り込んだ場合は、改めて、入札を予定する公売財産に係る公売保証金を振り込んでください。
- 4 開札の結果、最高価申込者等にならなかった場合は、公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の「公売保証金の払渡請求」欄に記載された預金口座への振込みにより返還します。
 - また、別途「国庫金振込通知書」を郵送します。
- 5 公売保証金の振込先は、次のとおりです。

公 売 保 証 金 の 振 込 先	金 融 機 関	埼玉りそな銀行 さいたま新都心支店
	預金の種類	普通預金
	口座番号	0004959
	フリガナ 名 義 人	カントウシエツコケイイヨク 関東信越国税局